随意契約に係る情報の公表（物品・役務）

物品・役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした理由及び根拠条文	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
寒地技術推進室Webサイト改修・運用保守	契約職 国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所長　宮藤　秀之 札幌市豊平区平岸1条3丁目1-34	令和8年5月21日	アートシステム（株） 札幌市白石区本通17丁目南5-15	3430001001158	本件は、新たな研究成果の普及を目的に令和4年3月に構築し運用を開始した「イベント管理システム」及びデータ連携を行う「受講証明書発行通知システム」並びにWebサイトを構成する「Webコンテンツ管理システム(Heart Core:CMS)における操作・機能の問合せ、不具合発生時の原因解明及びプログラム修正・機能向上・業務効率化のための現行システム改修を行うものである。 当該システムの改修に使用する、知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む）が含まれているプログラムのソースコードについての権利は受注者に留保され、第三者への開示が不可となっているため、他社ではプログラムの変更、修正を行うことができないことから、”電算システムのプログラムの改良又は保守であって、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該プログラム開発者に行わせるとき”に該当するものとして随意契約によることとした。 以上により国立研究開発法人土木研究所会計規程第52条第4項第1号及び国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第26条第1項第2号への規定により、左記業者と随意契約を行うものである。	2,772,000	2,772,000	100.0%					
電子計算機20台借入（再リース）（単価契約）	契約職 国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所長　宮藤　秀之 札幌市豊平区平岸1条3丁目1-34	令和8年9月28日	（株）JECC 東京都千代田区丸の内3丁目4-1	2010001033475	本件は、令和８年９月３０日に借入期間が終了する電子計算機のうち、継続使用要望があった6チーム分について、再度借入を行うものである。 現在使用している借入対象機器は最新の機器に更新しなくとも業務上特段支障がなく、継続して借入した場合、再設置及び再インストールの必要がないため、新たに同等の機種を借入するより安価に調達することができる。 以上の理由により、国立研究開発法人土木研究所会計規程第５２条第４項第３号（国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則第２６条第３項第１号）の規定により、現契約におけるリース業者である左記業者を選定し、随意契約を行うものである。	133,463	133,463	100.0%					月額